

行政手続のオンライン化の推進について

平成14年9月18日
総務省

行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン (対象手続：52,287件)

○オンライン化実施時期の前倒し等の観点から現行アクション・プランを見直し (対象手続：21,062件)

- 国民と行政との間の申請・届出等手続を平成15年度までにほとんど全てオンライン化
- 手続のオンライン化実施時期を平成14年度に前倒し (国が扱う手続：3,895件 (35%) ⇒ 7,335件 (54%))

○申請・届出等以外の手続に関するアクション・プランを策定 (対象手続：31,225件)

- 各府省間の手続、国と地方公共団体等との間の手続等の行政手続についても新たにアクション・プランを策定

申請・届出等の手続

(現行アクション・プランの見直し)

	対象手続	実施件数 (15年度まで)	実施率
国が扱う手続	13,589 (11,123)	13,299 (10,868)	98% (98%)
地方公共団体が扱う手続	5,863 (5,152)	※ 5,636 (4,914)	96% (95%)
独立行政法人等が扱う手続	1,610 (669)	※ 1,529 (605)	95% (90%)
計	21,062 (16,944)	20,464 (16,387)	97% (97%)

申請・届出等以外の手続

(新たに策定したアクション・プランの対象手続)

	対象手続	実施件数 (15年度まで)	実施率
国が扱う手続	19,143	13,841	72%
地方公共団体が扱う手続	8,430	※ 6,427	76%
独立行政法人等が扱う手続	2,889	※ 2,150	74%
計	30,462	22,418	74%
人事、給与等各府省共通手続		763	

- (注) 1 ※は地方公共団体、独立行政法人等が扱う手続については、実施方策の提示等の条件整備を各府省が行う手続の件数。
 2 独立行政法人等には、特殊法人、認可法人、指定法人を含む。
 3 ()内は平成6月IT戦略本部報告時のもの。

○業務改革、手続の簡素化・合理化の観点からの見直し (延数：18,394件)

- 手続の改廃、ワンストップサービス等の業務改革、添付書類の廃止・省略、記載事項等の見直しを実施

行政手続オンライン化関係三法案について

1. 経 緯

電子政府・電子自治体を推進するための行政手続オンライン化関係三法案については、平成14年6月7日に閣議決定し、第154回国会に提出したが、継続審議扱いとされたところ。

2. 法案の概要

(1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

申請、届出等のほか法令に基づく行政機関等（国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人を対象）の手続について、書面による手続に加えオンラインによる手続も可能となるために必要な法整備を行うもの。

○ 目的

行政手続についてオンラインで行うことができるようにするための共通事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化・効率化に資することを目的とする。

○ 概要

- ・ 法令に基づき書面により行っている手続についてオンラインによることも可能とする。
- ・ 到達時期（電子計算機のファイルに記録された時に到達したものとみなす旨規定）
- ・ 縦覧・閲覧、作成・保存を電磁的に行う。 等

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」の施行に伴い、本法で包括的に規定する事項の例外事項、本法のみでは手当が完全でないもの等について法律の改正が必要なものの所要の規定整備を行うもの。

(3) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案

申請・届出等行政手続のオンライン化に資するため、第三者による情報の改ざんの防止・通信相手の確認を行う、高度な個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度を整備するもの。

※上記三法案の概要については、平成14年6月18日IT戦略本部配布資料を参照。